「滝川市子どものいじめの防止等に関する条例」関係組織と役割

教育総務課 R7.6



市立小学校 6 校 市立中学校 3校 滝川西高等学校

いじめ通報・相談内容の報告 いじめ認知報告

教育長・教育委員 4 名

滝川市教育委員会

事務局:教育総務課

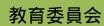
支援・助言

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止委員会の設置 通報・相談内容の実態調査 いじめのない学校づくりの 推進

児童会・生徒会の主体的な いじめ防止活動の推進

いじめの重大事態が発生した場合



学校 報告

調査

調査結果報告

調査 開始 報告

調査結果「調査結果の再調査

市長

教育委員会諮問・調査組織

滝川市いじめ防止専門委員会

委員: 4名

委員の職種:大学教授、臨床心理士、

人権擁護委員、保護司

特別委員:必要に応じて委嘱

特別委員の職種:弁護士、医師

【機能及び審議内容】

学校のいじめ事案に係る教育委員会 が自ら行う調査の際に活用する組織 市いじめ防止基本方針に基づく、い じめ防止の有効な対策のための専門 的知見からの審議

重大事態に対処し、事実関係を明確 にするための調査審議

委員:8名

委員の推薦機関・団体: 札幌法務局滝川支局 札幌方面滝川警察署 國學院大學北 海道短期大学部 漳川市町内会連合会 川市校長会 滝川市保健福祉部

市内関係機関・団体連携組織

滝川市いじめ問題対策連絡協議会

【機能】いじめ防止に関係する機関・団体との 連携及び効果的な啓発についての協議

【協議内容】

本市の実情に応じた「市いじめ防止基本 方針」の策定及び検証・見直しに係る意 見等の協議並びにこれらの効果的な啓発 いじめ防止専門委員会と連携し、いじめ 防止及び再発防止対策の効果的な啓発

連 携